

第 2 次千葉県アライグマ防除実施計画（案）の概要

1 背景及び目的

本県では、特定外来生物であるアライグマが県内ほぼ全域に分布し、年間で二千万円を超える農作物被害や、家屋侵入等の生活環境被害を生じさせている。第 1 次計画においてアライグマの捕獲強化を図ったものの、アライグマの生息数増加には歯止めが掛からず、被害も増加している現状にある。

このため、捕獲圧をさらに強化して個体数の増加や分布拡大を阻止し、アライグマによる被害を防止するために、「第 2 次千葉県アライグマ防除実施計画」を策定する。

2 防除を行う特定外来生物の種類

アライグマ

カニクイアライグマ

3 防除を行う区域

千葉県全域

4 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 現状

（1）生息状況

千葉県では 1990 年代より野生化したアライグマが目撃されて以降、生息範囲は拡大し続け、令和元年度には県内のほぼ全域でアライグマが捕獲されている。

（2）被害状況

アライグマによる農作物被害は年々増加し続け、平成 30 年度には 2,000 万円を超えた。また、家屋への侵入等の生活環境被害も県内で広く確認されている。

（3）捕獲状況

アライグマの捕獲数は年々増加し、令和元年度には県全体で 6,240 頭が捕獲された。地域別では、夷隅、君津、長生地域で捕獲数が多い。

6 第 1 次計画における取組、評価

（1）第 1 次計画における取組

平成 20 年 7 月に千葉県アライグマ防除実施計画（第 1 次計画）を策定し、令和 3 年 3 月までを計画期間として、アライグマの防除を進めてきた。

市町村は、アライグマ防除実施計画に基づき、職員による捕獲、地域住民への箱わなの貸出し、捕獲個体の処分場への運搬等を行い、主体となって捕獲を進めてきた。県は、市町村への箱わなの貸出し、安楽殺処分場の設置、市町村職員等に向けた講習会の開催等を通して、市町村主体の捕獲を支援してきた。

第 1 次計画では、おおむね 10 年以内に野外から排除することを目標として防除を進めたが、十分な捕獲圧をかけられなかったため、排除を達成することはできなかった。

(2) 評価

ア 成果

市町村や狩猟者団体を中心として捕獲の担い手が広がり、一部の市町村では農家などの地域住民の捕獲作業への参加も進むなど、第 1 次計画期間を通じて、広範囲にわたって捕獲強化が図られた。

イ 課題

- 捕獲数は増加したものの、アライグマの増加率を上回る捕獲圧をかけられなかったため、アライグマの生息数の増加には歯止めが掛からなかった。
- 近年定着が進んだ都市部を中心に、野生動物の被害対策や捕獲の経験が浅いため、捕獲等の実施体制が十分に確立されていない市町村があり、捕獲の担い手の確保を含め、防除の実施体制の整備が課題である。
- 第 1 次計画期間を通じて、市町村と県により捕獲に関するデータを共有する体制が整備されてきたが、現状の生息数を把握して効果的な防除を実施するためには、モニタリングの強化をさらに図る必要がある。

7 第 2 次計画の内容

(1) 目標

最終的な目標は、全県における野外からの完全排除である。しかし、現状では全県からの完全排除を短期間で達成することは難しいため、段階的に防除の成果を積み重ねた上で、その達成を目指す。よって本計画における目標は、以下のとおりとする。

- **捕獲圧の強化を図ることで個体数の増加や分布拡大を阻止し、アライグマによる農作物被害や生活環境被害を防止する。**

(2) 捕獲の取組

市町村は、地域の実情を踏まえた上で捕獲体制の整備を進めて捕獲圧の強化を図り、県は、市町村の取組に対する技術的・財政的支援を継続して実施する。

捕獲には原則として箱わなを使用し、捕獲従事者は主にわな免許を有する者とする。

捕獲個体の殺処分は、市町村ないし県が行う。県は千葉県射撃場（市原市）内に設置されている処分施設を市町村に提供するほか、市町村による殺処分の支援策を検討する。

(3) モデル地区における防除

アライグマ防除に積極的に取り組む意欲がある市町村と県が連携し、防除のモデル地区を選定して、効果的な防除を実施する。モデル地区で得られた知見や成果については、市町村等に周知し、効果的な防除体制等の普及を図る。

（４）農作物被害及び生活環境被害への対応

農地や集落環境の整備、侵入防止柵の活用、家屋侵入防止等の被害対策の推進を図る。

（５）特に保護すべき生物が生息する地域への対応

アライグマの捕食等から希少野生動物を保護する必要がある場合は、被害実態の把握に努め、効果的な対策の実施について検討する。

（６）担い手の確保

県及び市町村は、捕獲の担い手の技術力を高める育成体制の整備に努めるとともに、免許非所持者の活用を含めて、多様な主体の捕獲活動への参画を促し、担い手の確保に努める。

（７）調査・モニタリング

県は、捕獲や被害に関するデータを継続的に収集し、その動向を把握する。蓄積したデータを基に、県内における生息数や、生息数の減少に必要な捕獲数を推定し、結果を市町村にフィードバックすることで、より効果的な防除の実施につなげる。

（８）防除に関する啓発等

県は、アライグマ防除の優良事例等に関する情報提供や講習会の開催により、市町村における防除体制の構築や技術向上に向けた支援に努めるとともに、アライグマ防除の意義や重要性、捕獲における法令順守等について県民等の理解を促すために啓発に努める。

（９）計画の実施及び検証体制

計画の実施にあたっては、県、市町村、農業者、地域住民、農業者団体、狩猟者団体、研究機関等が連携して取り組む。

県は、計画内容や収集した情報の分析結果等について、市町村等の関係機関に提供するとともに、市町村等の抱える課題を把握し、課題解決に向けて支援を進めるため、連携を強化する。

さらに、「千葉県環境審議会鳥獣部会」及び「千葉県環境審議会鳥獣部会アライグマ小委員会」において、防除実施計画の進捗状況や実施した施策の効果を評価・検証する。

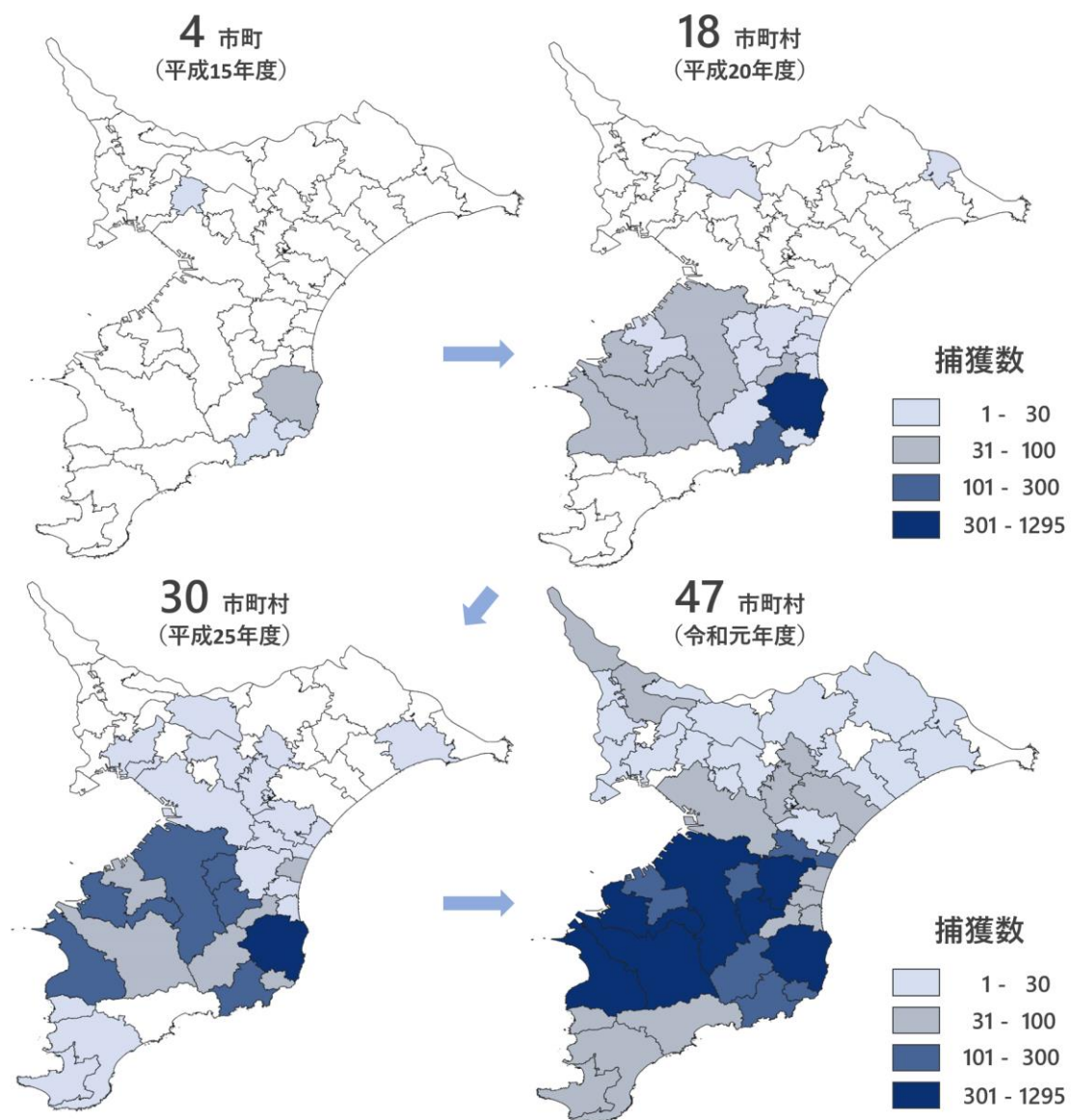


図 アライグマの分布状況（アライグマが捕獲された市町村数）の変化